明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令等の一部を改正する省令（**厚生労働**七九）　一

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（**経済産業・環境**六）　二

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**三）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**四〇）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**四一）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**二一六、二一八）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**二一七）　二

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書の改正等に関する件（**外務**二〇〇）　二

○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約へのサウジアラビア王国の加入に関する件（**同**二〇一）　二

○タケク上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二〇二）　二

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二〇三）　二

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**一九五）　四

○製材の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一九二〇）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一九二一～一九三三）　四

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第二十四条第一項の規定による届出があった件（**経済産業・環境**四）　六

○道路に関する件（**関東地方整備局**二九二～二九五）　七

〔国会事項〕　三

〔人事異動〕

内閣　法務省　外務省　財務省　防衛省　三

〔叙位・叙勲〕　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

官庁事項　六

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告（法務省）　七

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八

〔公　告〕

諸　事　項　八

官庁

国営土地改良事業の工事完了関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他

会社関係　九

省　令

○厚生労働省令第七十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二十二条第三項（同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令等の一部を改正する省令

（労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十三年厚生労働省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「財団法人安全衛生技術試験協会（昭和五十一年四月一日に財団法人作業環境測定士試験協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人安全衛生技術試験協会」に改める。

（労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関の指定に関する省令（平成十三年厚生労働省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「財団法人安全衛生技術試験協会（昭和五十一年四月一日に財団法人作業環境測定士試験協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人安全衛生技術試験協会」に改める。

（労働安全衛生法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関の指定に関する省令の一部改正）

第三条　労働安全衛生法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関の指定に関する省令（平成十三年厚生労働省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「財団法人安全衛生技術試験協会（昭和五十一年四月一日に財団法人作業環境測定士試験協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人安全衛生技術試験協会」に改める。